

早急に整備されるべき

協働のしくみ



さいたまNPOセンターは昨年(2009年)度、さいたま市市民提案型協働モデル事業として「認知症サポーター・フォローアップセミナー」を開催しました。このセミナーは、さいたま市高齢福祉課との「協働」で開催されました。行政とNPOという異なる立場のものがお互いの得意なところを活かし、テーマとして掲げた「認知症の介護」に限らず、「介護する人」も問題を抱えていること、「介護者を支援する」ことは「社会的な課題」であるという新しい視点を共有する機会とすることができました。そしてもう一つの成果は、「協働」について改めて考え実践する機会となり、「協働の協定書づくり」から双方で協議を重ね、目的を共有してから事業が始められ、協働の手順を確認して進めたことです。今回はこの事業を通し、あらためて「協働」について、さいたまNPOセンターが考えた「協働のしくみ」について紹介をします。

1. 開催の主体は「共催」か「市役所」か。

まず、「開催」の主体ですが、このセミナーは、「協働」で実施するのだから、さいたまNPOセンターとさいたま市役所高齢福祉課との「共催」でいいのではないかと、当初は単純に考えていました。「協働」のパートナーである高齢福祉課からは「いや、かたちは高齢福祉課からの「委託事業」なので「共催」ということにはならない。『「協働」による「市役所主催」』ということになるの



のに「市役所主催」というのは釈然としません。

そこで協議の結果、さいたまNPOセンターとさいたま市役所高齢福祉課との「協働開催」というあまり聞いたことがないかたちにすることにしました。

2. 著作権はどこに属するか。

一方、この協働モデル事業の窓口となる市民活動支援室と「契約書」をかわすにあたって、付属する「約款」の「著作権の譲渡等」を規定した17条が問題になりました。17条は以下のとおりです。

(著作権の譲渡等)

第17条 乙は、成果物(第23条第1項の規定により準用される第10条に規定する指定部分に係る成果物及び第23条第2項の規定により準用される第10条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1

号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、原則として、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしなくとも、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

4 乙は、成果物(業務を行う上で得ら

れた記録等を含む。)が著作物に該当するとしなくとも、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第15条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

この17条が規定するところによると、この事業で作成した冊子(テキスト)の著作権は、「さいたま市役所に属することになり、市役所が勝手に公表でき、さいたまNPOセンターがOKすれば発行者を変えることもでき、市役所が内容を変えたいと言ったら変えることに同意しなければならず、さいたまNPOセンターがOKすれば市役所はデータも利用できる」ということになります。

この事業で作成するテキストは、さいたまNPOセンターと高齢者福祉課がそれぞれ原稿を作成し、編集・デザインや印刷の手配などの進行管理はさいたまNPOセンターが行うことになりました。

にもかかわらず、この内容は、ずいぶんさいたま市役所に有利で、「協働事業」の成果物についての規定としてはふさわしくありません。さいた

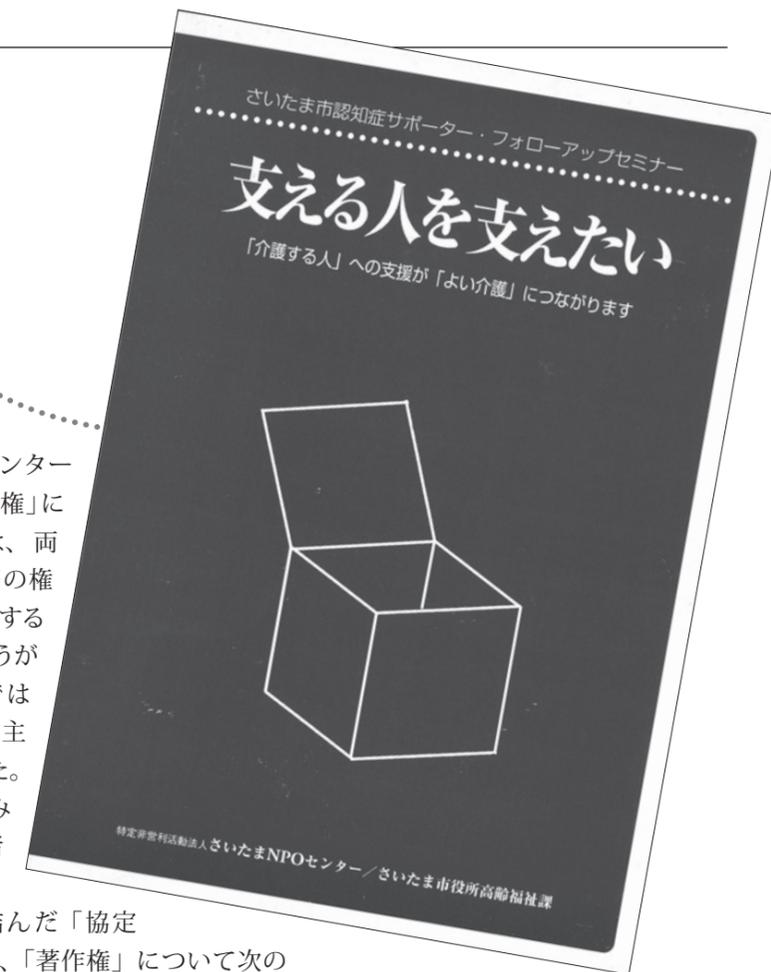
まNPOセンターは、「著作権」については、両者が同等の権利を共有するとしたほうがいいのではないかと主張しました。

ちなみに高齢者福祉課との間で結んだ「協定書」では、「著作権」について次のような項目を加えることで合意しました。

第4条 モデル事業を通じて得る新たな活動ノウハウと成果物は、甲乙共有のものとする。

一時は「契約にあたっては第17条を適用しない」という項目を入れるとか、約款の条文そのものを変更するなどの検討もしましたが、「著作権を共有するという契約にすると、片方がその権利をほかに売ることができることになる。するとまずいことが生じる」から「共有という契約にはしにくい」ということになり、最終的には、委託事業で作成される「成果物」の範囲から著作権にかかわる原稿作成などの範囲をのぞき、編集・デザインと印刷・製本のみを委託するという契約にすることで、解決をはかることになりました。

ちなみに市役所の用意した契約



書の「約款」は、ほかの項目についても基本的に業者に発注するという従来の「委託」の発想で貫かれていて、「協働」の精神で作られてはいません。

この問題の根底には「市民提案型協働モデル事業」という事業であっても、「協働」は「精神」として整備されていないことがあります。したがって「協働だけでなく委託」というかたちをとることになり、上記のような問題が必然的に起こることになります。

今後、さいたま市が市民との協働をすすめていくのなら、さいたま市役所と市民活動推進委員会は、「協働事業の契約書のあり方」を含めて「協働のしくみ」を早急に整備する必要があることが、今回の事業を通じて「協働」を考えたひとつの結論です。

(報告/堀越栄子)